

長久手市行政評価票

事業番号	121	事業の名称	予防広報事業	担当部署	部	課
					消防本部	総務課

事業の目的・概要	(目的) 火災の発生を低減し、高齢者等を中心とする火災による死者の発生を防止し、かつ財産の損失を防ぐことを目的に火災予防思想の普及啓発を図る。 (概要) 長久手市が刊行する広報がなく及び市ホームページ等の様々な媒体を活用し、市民へ火災予防の普及を図ること、火災予防組織を設置し、育成指導を行い幼年期及び少年期の火災予防思想の動機付けを図ることで、市民が生涯に亘り火災の予防を学び啓発していくことで、市民の安心で安全な暮らしの推進を図る。	他市町の実施状況 (近隣市町や先進都市の状況を具体的に記載)	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、尾三消防本部(日進市、みよし市、東郷町)の何れの団体においても類似した事業を実施している。
----------	---	-----------------------------------	--

事業期間	事業開始年度	-	終了(予定)年度	-	総事業費 (単位:千円)	総事業費	H23予算	H23決算	H24予算	H24決算	H25予算	<table border="1"> <tr><th colspan="2">評価の見方</th></tr> <tr><td>A</td><td>現行どおり実施</td></tr> <tr><td>B</td><td>事業の改善</td></tr> <tr><td>C</td><td>他事業と統合</td></tr> <tr><td>D</td><td>運営主体の見直し</td></tr> <tr><td>E</td><td>事業の廃止の検討</td></tr> </table>	評価の見方		A	現行どおり実施	B	事業の改善	C	他事業と統合	D	運営主体の見直し	E	事業の廃止の検討
評価の見方																								
A	現行どおり実施																							
B	事業の改善																							
C	他事業と統合																							
D	運営主体の見直し																							
E	事業の廃止の検討																							
事業の対象 (だれ、何に対して)	長久手市に居住する市民はもとより出入りする市民				うち	一般財源	267	270	361	313	342													
事業の意図 (対象をどのような状態にしたいか)	市民等の火災に対する意識の高揚を図り、火災発生の抑止につなげる。					国費・県費	0	0	0	0	0													
						地方債	0	0	0	0	0													
					受益者負担額	0	0	0	0	0														

事業を構成する 事務事業	対象 (だれ、何に に対して)	目的 手段 (いつ、どのような手段を使って)				意図 (対象をどのような状態にしたいか)	事務事業の 実施結果	成果指標	成果			事業費(単位:千円)			評価				
		4月~	7月~	10月~	1月~				H23実績	H24実績	単位	成果指標の目標値 設定の根拠	H23予算	H24予算	H23決算	H24決算	H24決算の主な内訳 (単位:千円)	評価 成果	評価の説明
		H24目標値		H25予算															
① 広報活動事業	市内外の住民に	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	火災予防思想を普及啓発を行い、市民の手による安心で安全な暮らしを確保する。	延広報掲載回数 7回 全戸回覧数 2回	市広報誌延配布世帯数	161,000 168,000 180,000	回	前年実績(平成23年度)からの増加	209 274 249	249 268	小冊子のぼり マグネットシート ポスター仕分 看板貼替	83 21 17 110 37	B 向上 維持	事業の改善 掲載内容について、火災予防及び住宅用火災警報器の設置促進だけでなく、子ども(幼児・児童)及び高齢者に対し、防火思想の普及啓発を図る。		
② 育成指導事業1	市内小学5・6年生に	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	少年を介し家庭への防火を推進し、学校における火災の低減を図り、将来の地域防災の担い手となるようにする。	5小学校 延応募者数 389人	全対象児童のうち、応募した児童の割合	- 33 35	%	新規事業のため、対象児童の3分の1以上を目標	1 30 36	0 38	審査謝礼 台紙 ロール紙 副賞 負担金 傷害保険	15 1 13 4 1 4	A 向上 増加	現行どおり実施 新規事業として立ち上げたにも拘らず、学校等からの好感触も得ており、次年度はさらに多くの児童が火災予防に関心が持てるよう事業を詰める必要がある。		
③ 育成指導事業2	市内保育園及び幼稚園に通園する園児に	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	幼年期に火災予防思想を根付かせるための動機付けを行う。	6保育園 参加者数 887人	防火講話に参加した園児数	1,087 887 1,759	人	市内保育園及び幼稚園へ通園する園児	0 0 0	0 0 0	0	0	A 維持 -	現行どおり実施 本年度は愛知県のキャラバン事業が大幅に縮小され、計画する幼稚園での実施が行うことが出来なかった。さらに次年度より同事業が廃止されるものの、長久手市危険物安全協会の協力を得て、消防本部自らが企画し、これまでどおり事業費を掛けずに実施する。		
④ 住宅用火災警報器設置促進事業	住宅の所有者、管理者又は占有者(住宅の用に供される防火対象物を含む)に	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	住宅用火災警報器を全ての住戸へ設置させる。	市民まつり調査者数 326人 広報掲載回数 3回	「住宅用火災警報器設置推進基本方針」に基づく住宅用火災警報器の普及率	77.6 79.8 82.0	%	前年実績(平成23年度)から5%の増加	57 57 57	21 7	チラシ 7	A 維持 維持	現行どおり実施 アンケートを中心に市民と対面し、住宅用火災警報器の設置及び維持管理等だけに止まらず住宅用防災機器等の設置についても普及促進に努める。			

事務事業の改善内容	事務事業	改善内容	事務事業	事業概要
	① 広報活動事業	広報誌、市ホームページ及び全戸回覧等が各々で火災予防を行っていることで、内容が希薄に感じ取られがちになるため広報計画を策定し、実施する。		住宅用消火器の取扱い指導事業
参考	住宅用火災警報器設置促進事業	平成23年度事業は単独で事業展開していたものの、業務内容が重複することやこれまでの普及啓発業務に一定の成果があったとして「予防広報業務」と一元化し、住宅防火等の中で普及啓発を図ることとした。	H25以降新規に実施する事務事業	